

平成29年4月1日より亀岡市に 開発許可等の権限が移ります

都市計画法に基づく開発許可等及び建築許可等の事務は、亀岡市が行います。そのため、開発許可等の事前の相談や申請については、亀岡市が窓口となります。

開発許可の流れ(現在)

指導要綱開発許可事前協議	亀岡市
都市計画法に基づく開発許可申請	京都府
都市計画法に基づく開発許可	京都府
工事完了 現場検査	京都府・亀岡市
検査済証の交付	京都府

開発許可の流れ(H29.4.1以降)

条例に基づく開発許可事前協議	亀岡市
都市計画法に基づく開発許可申請	
都市計画法に基づく開発許可	
工事完了 現場検査	
検査済証の交付	

◆届出などは全部、市へ提出すれば良いの？

開発許可に関する書類については全て亀岡市に提出してください。

◆いつから、どこに提出すれば良いの？

平成29年4月1日から、亀岡市都市計画課に提出してください。

～ その他の主な変更点 ～

各種申請手数料は亀岡市都市計画課でお渡しする「納入通知書」により、納付取扱金融機関等でお支払ください。

※京都府証紙は使用できませんのでご注意ください。

※開発登録簿の閲覧（平成29年4月1日以前の登録簿も含む）等は亀岡市で行います。

※建築計画概要書については、これまでと同様に南丹土木事務所でご確認ください。

● 亀岡市まちづくり推進部都市計画課 （電話）0771-25-5047

● 京都府建設交通部建築指導課 （電話）075-414-5344

● 京都府南丹土木事務所建築住宅室 （電話）0771-62-0364

【詳しくは、次のホームページにアクセスしてください。】

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/sangyo/kenchiku/kaihatsu/index.html>

検索